平成２７年（フ）第２２１号
奈良県葛城市北花内276番地４
破産者　ハッピーゲッツこと　桶田　須則
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
福岡県久留米市田主丸町殖木807番地２　大町団地20号、前住所福岡県久留米市山川安居野３丁目13番20号
破産者　高田　まり
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３４号
福岡県久留米市安武町住吉1111番地
破産者　谷本　典之
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１４５号
沖縄県沖縄市比屋根４丁目６番２号　サザンウィンド103号、開始決定時の住所沖縄県沖縄市字古謝200番地７
破産者　眞榮城守正
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３３号
岩手県久慈市田屋町第１地割16番地１
破産者　林崎　　貢
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第２５号
さいたま市見沼区大和田町１丁目224番地３
破産者　永田　　昭（旧姓厚沢）
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
東京都町田市玉川学園８丁目21番12号、破産開始決定時の住所埼玉県深谷市普済寺1142番地８
破産者　森田　弘子
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４３号
埼玉県比企郡小川町大字小川800番地２
破産者　菊地　明宏
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２号
埼玉県深谷市栄町11番41号　フルハウス深谷103号
破産者　五十嵐　誠
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３号
埼玉県大里郡寄居町大字末野900番地５
破産者　大槻　尚美
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９号
埼玉県熊谷市本石２丁目216番地１　ウィンベルソロ熊谷第三213号
破産者　佐々木　明
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４８号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷233号
破産者　浦野　一美
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７３号
川崎市川崎区大島５丁目29番７号
破産者　石倉　達也
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
川崎市麻生区片平５丁目６番15号
破産者　藤井荘太郎
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
岐阜県美濃加茂市前平町１丁目109番地　ハイツ渡辺Ｂ206号室、前住所岐阜県可児市広見748番地１
破産者　横井　達哉
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第６６号
静岡県藤枝市田中３丁目11番25号
破産者　赤岩　　豊
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４５号
名古屋市東区東桜２丁目３番38号　東桜マンション501号、住民票上の住所名古屋市中区栄２丁目４番11号　チサンマンション広小路507号
破産者　伊藤　純一
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８７６号
愛知県津島市南本町３丁目19番地、開始決定時の住所愛知県小牧市中央４丁目101番地
破産者　足立尚芳こと　姜　　尚芳
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部